

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第27号	
事故等種類	運航不能（推進器障害）	
発生日時	平成23年5月27日 08時10分ごろ	
発生場所	北海道紋別市紋別港北方沖 紋別灯台から真方位350°46.2海里付近 (概位 北緯45°06.8′ 東経143°09.0′)	
事故等調査の経過	平成23年7月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第五十八 ^{はまと} 濱戸丸、177トン	
船舶番号、船舶所有者等	HK1-796（漁船登録番号）、ヤママツ浜元水産株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラシャフトのロープガード及びボルトに曲損及び破損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか16人が乗り組み、紋別港北方沖において揚網作業中、平成23年5月27日08時10分ごろ、ロープがプロペラに絡まり、航行不能となった。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて紋別港へ帰港し、造船所に上架してロープが除去された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り及び濃霧、風向 南東、風力 4、視界 不良</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、紋別港北方沖において揚網作業中、ロープがプロペラに絡んだことから、推進器が使用できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、紋別港北方沖において揚網作業中、ロープがプロペラに絡んだため、推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。	